

第5章 計画の推進にあたって

1．計画の推進体制

本計画がめざす将来像の実現に向けては、県民と積極的に協働していく必要があります。そこで、市町村、NPO等の民間団体はもとより県民との意見交換の機会を確保するとともに、事業の計画や実施に際しては、意見・提案や要望を反映させていきます。

また、事業の推進にあたっては、用地提供をはじめとする県民の協力が不可欠であり、事業着手に際して、あらかじめ地元住民との合意形成が図れるよう努めます。

さらに、目標とする整備年次などの情報提供を行っていくこととします。

さらに、将来像の実現に向けては、国・市町村との緊密な連携を図りながら進めていくことが重要です。

このため、国に対しては、高速道路の整備や国直轄管理の国道や河川の整備について、積極的に働きかけていきます。

市町村とは、合併後の新市計画における施設整備の分野などで、これまで以上に連携を密にし、協働していきます。

2．計画の進行管理

本計画がめざす将来像の実現に向けて、毎年度、計画のフォローアップを行います。また、5年後に、情勢の変化等を反映しながら、より効率的・効果的な整備をめざす上で必要な見直しを行います。

3．事業費の確保

本計画がめざす将来像を実現するため、国に対して積極的な提案を行い、国庫補助事業の積極的な活用などにより、事業費の確保に努めていきます。